

現 場 説 明 書

安曇野市 商工観光スポーツ部 観光課 観光施設担当

1. 件名（工事名称）

令和8年度 漆久保トンネル安全対策工事

2. 工事場所： 安曇野市 明科東川手

3. 工事概要： 漆久保トンネルのレンガうき、ひび割れ、破損部分の修復を行い、トンネル利用者の被害防止とトンネルの状態維持工事

○坑門の目地やせによるレンガうき補修

・目地補修

○アーチ部のひび割れ補修

・ひび割れ補修（グラウト注入による補修）

○側壁のレンガ破損補修

・レンガ復旧（破損レンガの撤去、現況復旧）

4. 工 期：

契約工期	契約日	～	令和9年2月26日まで
実工期	契約日	～	令和8年7月31日まで（0.5ヶ月）
	令和8年10月1日	～	令和8年12月25日まで（2.5ヶ月）

※実施工期約3.0ヶ月を想定。

上記期間以外は現場休工扱いとする。

現場休工期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。

5. 一般事項について

(1) 現場説明会

本件の内容は、現場、入札心得、入札公告、特記仕様書、設計図書、安曇野市建築工事の手引等関連する仕様書類、長野県建設工事標準請負契約約款に基づき市が定める契約書（案）及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

(2) 設計図書等に対する質問及び回答について

設計図書等に関する問い合わせは、「入札公告」記載のとおりとし、入札執行が完了するまでの間、本件に関しての面談又は電話（ただし、指定の問い合わせ先は除く。）等は一切認めない。

(3) 工事費内訳書の提出

入札時の工事費内訳書提出については「入札公告」による。

(4) 工事費内訳書記載数量は参考数量とする。

6. 本工事における特記事項

(1) 工事用地等

本工事に必要な用地は、以下のとおり。

使用目的	使用場所・面積
資材置場	敷地内
駐車場	同上敷地
現場事務所	同上敷地

- (2) 廃線敷遊歩道通行者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
- (3) 工事着手前に事前のお知らせをおこなうこと。また看板等を設置して、工事内容の周知を行うこと。
- (4) 各官公庁手続きについて、
事前に監督員・監理者が申請書類等の内容確認をしてから提出すること。
- (5) 打合せの上、騒音等に配慮し施設運営に支障がないよう努めること。
- (6) 工程は施設管理者、監督員と協議の上で決定し施工すること。施設管理者との協議により、施工期間及び施工時間の調整を行い施工すること。

7. 本工事に関連する別途発注工事の予定

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

・本工事に近接・競合する工事の予定

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

~~・改修工事における工事個所の順番は図のとおり。~~

~~・この工事は執務並行型の工事である。~~

8. 安全対策関係

① 交通誘導警備員

受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

② 安全施設

発注者が想定している仮設（ゲート、仮囲い等）については、仮設計画図に示したとおり。受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。（任意仮設）

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには設計変更の対象とする。

9. 工事用道路関係

現場への工事関係車両の入退場の路線は事前に監督員と協議をすること。

10. その他

火災保険等への加入について

火災保険等加入期間については、請負契約後から契約工期末日後 14 日までとする。

特記仕様書（共通事項）

商工観光スポーツ部 観光課

1. 保険等

建物（施設）引渡しまで工事受注者は、現場説明書に定める保険に加入しなければならない。加入期間は原則として工事着手日とし、その終期は工事しゅん工後14日以降とする。

2. 各種調査等に対する協力について

本工事について、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等に対して、協力しなければならない。

(1) 公共事業労務費調査等

(2) 資材調査、建設副産物実態調査等

3. 工事検査

施工途中において総務部契約検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

4. 被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

5. 工事实績情報サービス（CORINS）の登録について

(1) 請負金額が500万円以上（税込）の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）の登録をすること。

(2) 登録する場合は、「登録のために確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、次に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録の手続きを行うこと。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、速やかに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

① 工事受注時契約締結後10日以内

② 登録内容の変更時変更契約締結後10日以内

③ 工事完成時工事完成後10日以内

6. 施工体制台帳に係る書類について

(1) 工事受注者は、請負契約した全ての下請業者について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出すること。

(2) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。

(3) 次の業種についても請負契約に該当するため、(1)と同様とする。

- ・ 1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工の請負契約
- ・ クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っている場合
- ・ クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

7. 主任技術者及び監理技術者の専任について

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）が専任を求められる工事である場合、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次の期間については、専任を要しない。なお、具体的な期間については、監督員との打合せにおいて定めることとする。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの期間）
- ② 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

8. 産業廃棄物等の取扱い

- (1) 廃棄物の処理に当たっては、受注者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）をするときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。
- (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
- (3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積み込み状況の写真、処分状況の写真を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出するとともに、マニフェストA票、B2票、D票並びにE票の原本（廃棄物の種類ごとに1セット）を提示すること。

9. 再生資源利用促進計画書等

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ラージリサイクル法）に基づき、受注者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成すること。

また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出すること。

対象工事：ラージリサイクル法に規定する一定規模以上の工事

作成方法：COBRIS（建設副産物情報交換システム※）を利用すること。

※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス

10. 安全対策関係

- (1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
- (3) 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働しやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て

等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

11. 環境対策関係

- (1)現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
- (2)夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートを選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。
- (3)汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。
- (4)熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

12. 過積載の禁止

- (1)工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。

①積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。

②過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。

③過積載を防止するため、資機材等の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

④資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車輛及び不表示車等を使用しないこと。また、同車輛からの資機材等の引き渡しを受けないこと。

⑤下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車輛を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

⑥飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。

⑦土砂等の運搬に関する事業者の選定に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。

- (2)以上の点について、下請業者についてもこれに準じ徹底すること。

~~13. セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について~~

~~(1)セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。~~

~~(2)セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。~~

~~(3)六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（以下「実施要領（案）」という。）により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。~~

~~14. アスベスト建材使用箇所等の事前調査~~

~~(1)石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業前、図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行~~

~~い、報告書を監督員に提出する。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行う。~~

報告書の記載内容

~~① アスベスト材料の種別~~

~~② アスベスト形状、飛散可能性の有無~~

~~③ 製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率~~

~~なお、上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行う。~~

~~(2) 監督員の指示による「石綿（アスベスト）の事前調査結果」、「建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ」について、公衆の見やすい場所に掲示を行う。~~

15. 建設業退職金制度について

- (1) 工事受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 工事受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、工事受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合又は、建退共対象労働者を使用しない場合においては、あらかじめその理由を書面により申し出ること。

16. 資材の市内産優先使用及び市内企業の優先採用

- (1) 工事受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材を優先使用するよう努めること。
- (2) 工事受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力市内の取扱い業者から購入すること。
- (3) 下請契約を締結する際には、市内企業の採用に努めること。

17. 再資源化及び再生資源等使用状況

工事受注者は、しゅん工時にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化の状況、再生資源（再生クラッシャーラン、再生アスファルト・コンクリート、再生土砂）及び信州リサイクル製品の使用状況について、監督員へ報告すること。

18. レディーミクストコンクリート製造工場の選定について

受注者は、Ⅰ類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者（コンクリート主任技士等）が置かれ、良好な品質管理が行われている工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定する。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

19. 工事進捗状況報告書

監督員の指示により、毎月の工事の進捗状況を報告書にまとめて提出する。

添付書類

- ・工事記録（工事の経過に伴う主な工事内容等の事項を記載した月報）
- ・工事打合わせ記録簿（当月分）
- ・工事写真（工事の進捗状況がわかるものを数枚）

20. 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用权は、発注者に移譲する。

21. 設計図CADデータについて

本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

22. 完成写真の著作権の権利等について

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

- ① 完成写真は、市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に、無償で使用する
ことができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、
この限りではない。

イ. 完成写真を公表すること。

ロ. 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

23. 高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工に先立ち所定の様式により提出することができる。

高度技術・創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、「別添様式」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはA4版とする。

工事番号																(様式－１)																																																																																																																																																
							部長			課長				係長			検算者			担当																																																																																																																																												
令和８年度																					漆久保トンネル安全対策工事										実施設計書																																																																																																																																	
安曇野市																					明科東川手																																																																																																																																											
設										計										大										要										施										工										方										法										請										負																																																																						
漆久保トンネル安全対策工事 L＝53m ・安全対策維持修繕工 目地補修 17.2m ² ひび割れ補修 13.1m ・レンガ復旧 1.6m ²																					業										務										期										間										日										間																																																																																									
																					起										工										予										定										年										月										日										令和										８										年										月										日																													
																					竣										工										予										定										年										月										日										令和										８										年										２										月										26										日									
																					契										約										保										証										方										法										金										銭										的										保										証																																							
																					・ 別途指定する建設機械については排出ガス対策型の使用を原則とする。 ・ この設計書で施工機械・仮設材の規格、調査条件等の記載及び「人、h、$\frac{m}{h}$、%、日、時、工数、空m3、掛m2、日・回、日回、供用日、月」の単位により見積りのための参考数量を示したものは任意扱いです。したがって、内訳書の作成や契約を拘束するものではありません。ただし、指定した場合を除きます。																																																																																																																																											

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	令和8年度 漆久保トンネル安全対策工事						
	既存煉瓦 目地詰め補修	ブラシ掛け、脆弱目地 撤去費含む	1.0	式			工種 第0001号表 /㎡
	既存煉瓦 脆弱部撤去 下地調整		1.0	式			工種 第0002号表 /㎡
	煉瓦復旧 2箇所	煉瓦、加工煉瓦、スライス煉瓦併用	1.0	式			工種 第0003号表 /㎡
	目地アラミド補強	Bスター工法	1.0	式			工種 第0004号表 /㎡
	ひび割れ補修	グラウト注入	1.0	式			工種 第0005号表 /㎡
	仮設工	手摺先行型枠組足場 設置・撤去	96.0	掛㎡			工種 第0006号表 /掛㎡
	直接工事費						
	共通仮設費						
	現場管理費						
	一般管理費						
	消費税(10%)						
	事業費						

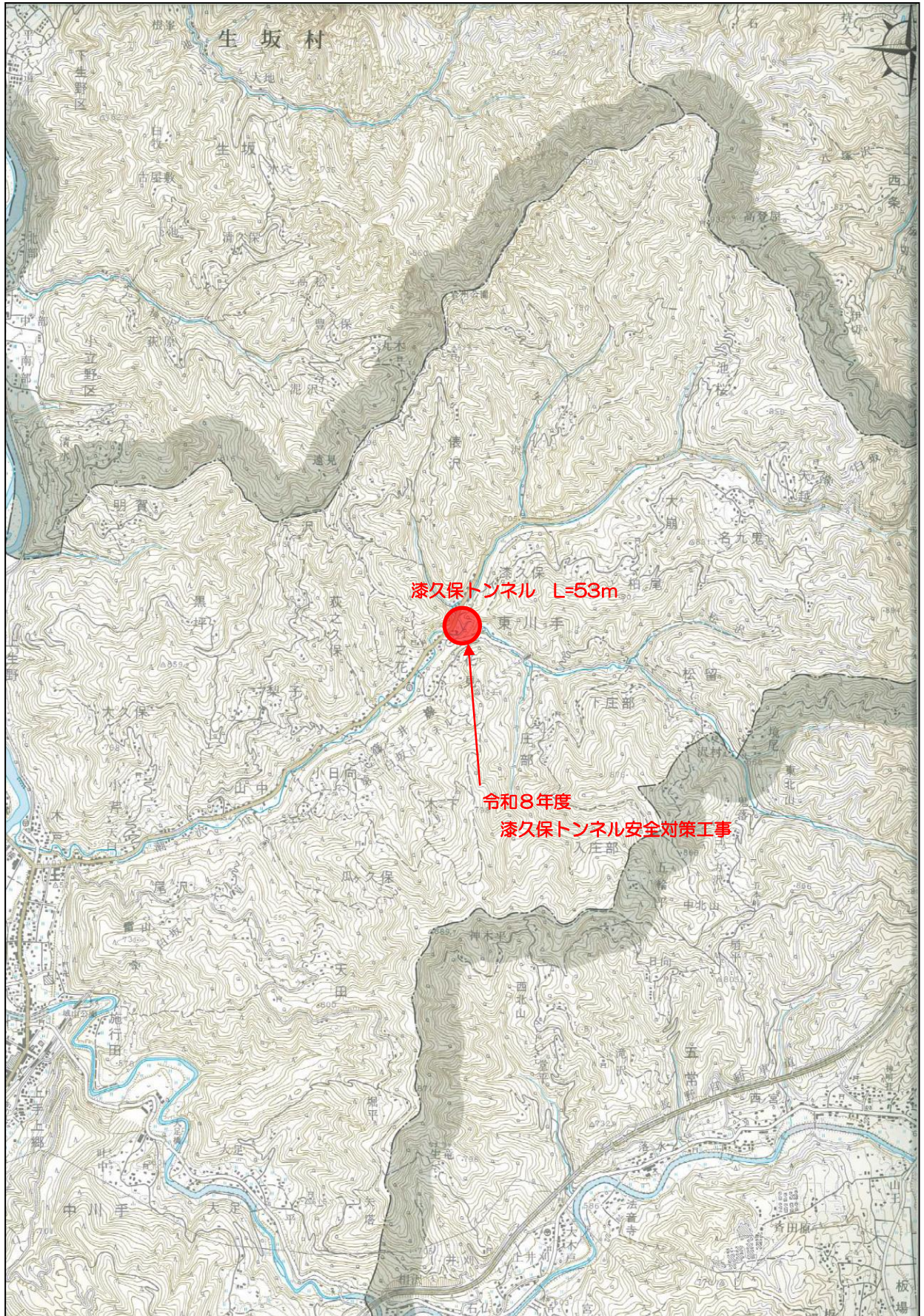
既存煉瓦 目地詰め補修					工種 第0001号表 1式	
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
既存煉瓦 目地詰め補修 ブラシ掛け、脆弱目地 撤去費含む						
特殊作業員		人	5.0			長野県労務単価
普通作業員		人	25.0			長野県労務単価
煉瓦用目地材	ブリックモルタル	袋	35.0			0.5m ² /袋
ディスクサンダー		日・台	5.0			
発電機	2.0KVA	日・台	5.0			
燃料	ガソリン	リットル	50.0			
エアダスター		缶	2.0			
副資材・雑材料		式	1.0			
既存煉瓦 脆弱部撤去 下地調整					工種 第0002号表 1式	
既存煉瓦 脆弱部撤去 下地調整						
特殊作業員		人	1.0			長野県労務単価
普通作業員		人	2.0			長野県労務単価
煉瓦用貼付モルタル	ブリックモルタル	袋	8.0			0.5m ² /袋
ハンマードリル		日・台	3.0			
発電機	2.0KVA	日・台	3.0			
燃料	ガソリン	リットル	30.0			
土のう袋		枚	10.0			
副資材・雑材料		式	1.0			

ひび割れ補修					工種 第0005号表	
					1式	
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ひび割れ補修	グラウト注入					
特殊作業員		人	8.0			長野県労務単価
普通作業員		人	20.0			長野県労務単価
注入材	13.1*0.005*0.3*1.6*5 グラウト材	袋	30.0			必要数10袋 157.2kg
目止め材	発泡ウレタン	缶	10.0			
グラウトポンプ		日・台	2.0			
ハンドミキサー		日・台	2.0			
発電機	2.0KVA	日・台	4.0			
燃料	ガソリン	リットル	200.0			
J14ロード試験		式	1.0			
圧縮強度試験	材齢3・28D	セット	2.0			
副資材・雑材料		式	1.0			
仮設工					工種 第0006号表	
					掛㎡当り	
					R7国交省土木工事標準積算基準書	
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設工	手摺先行型枠組足場 設置・撤去					
土木一般世話役		人	1.6			長野県労務単価
とび工		人	8.5			長野県労務単価
普通作業員		人	1.3			長野県労務単価
ラフテレーンクレーン運転		日	1.4			
諸雑費		%	31			
						100掛㎡当り
						掛㎡当り

数 量 総 括 表 （ 漆久保トンネル ）

[illegible]

位置図



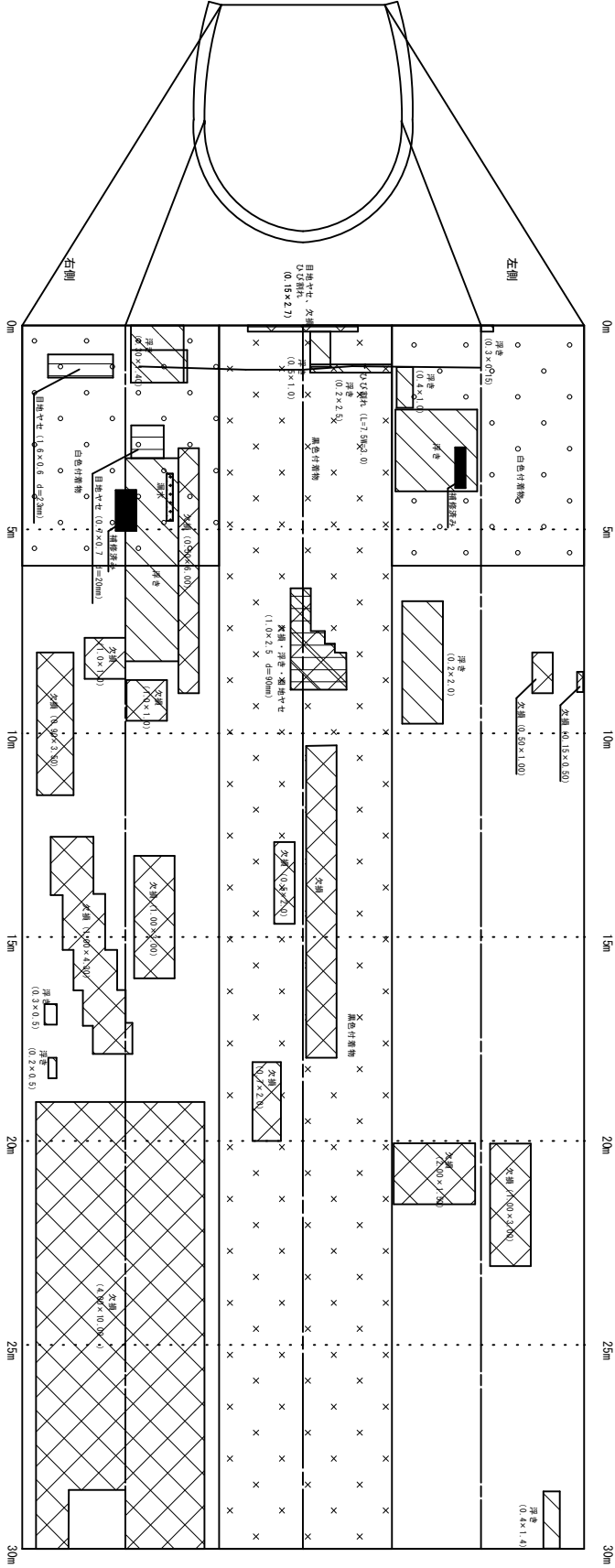
変状展開図 ① S=1 : 60

漆久保トンネル

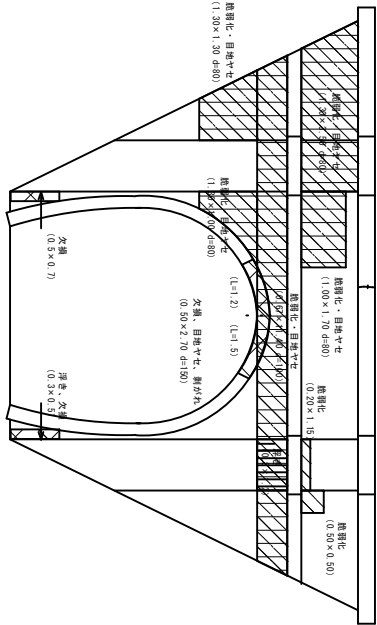
0m～30m

松本方

篠ノ井方



坑口 (松本方)



図面表記 凡例	
表示	目視点検での変状種類
ひび割れ	ひび割れ
湧き	湧き
湧出	湧出
付着物 (白色)	付着物 (白色)
付着物 (褐色)	付着物 (褐色)
穴	穴
連続石炭	連続石炭
目録書き・ヤセ	目録書き・ヤセ
湧水	湧水
埋没モルタル	埋没モルタル
埋没モルタル剥離	埋没モルタル剥離
モルタルはつり剥	モルタルはつり剥
雑草	雑草

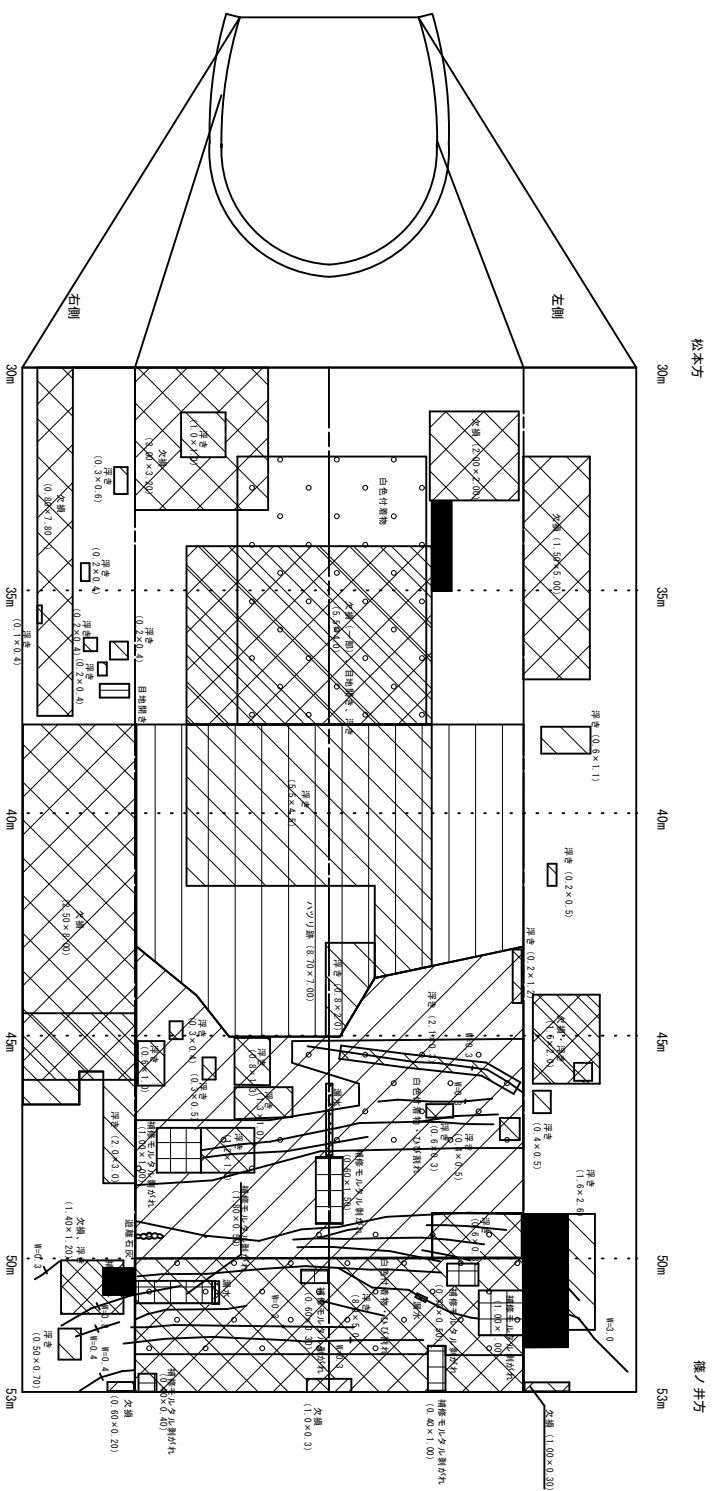
赤枠表示：新規変状 (2015年最終)

令和5年度 漆久保トンネル変状第2工事	
番号	1 / 14
安曇野市 明科	
調査会社	
調査会社	
設計会社	
安曇野市	

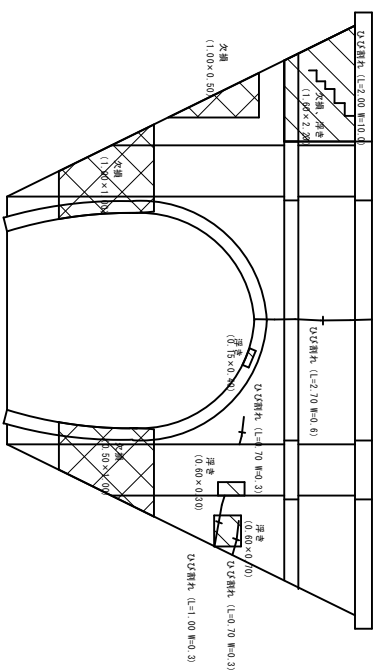
S=1 : 60

漆久保トンネル

30m ~ 53m



坑口(篠ノ井方)

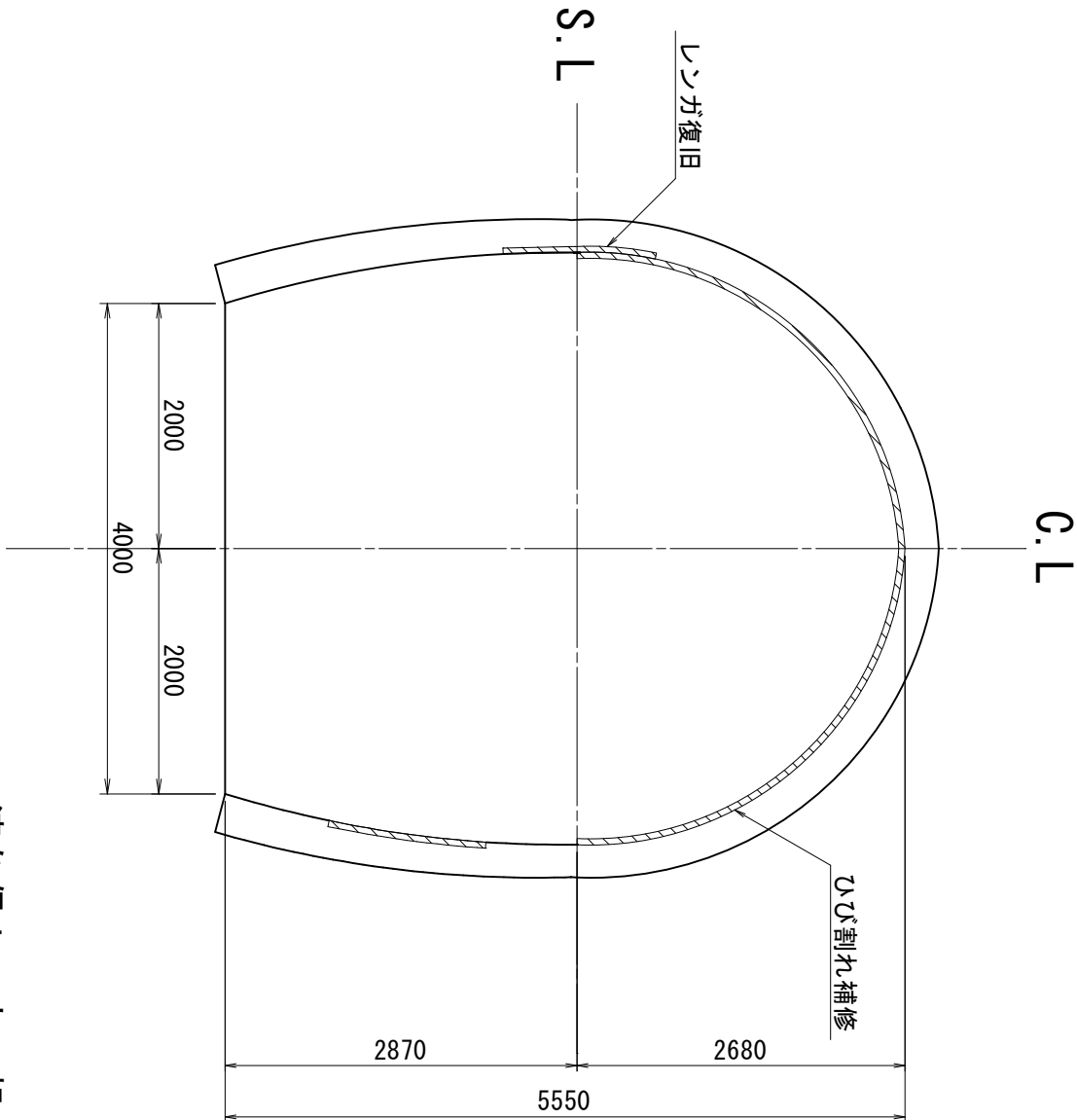
[illegible]

赤枠表示：新規変状（2015年最終）

[illegible]

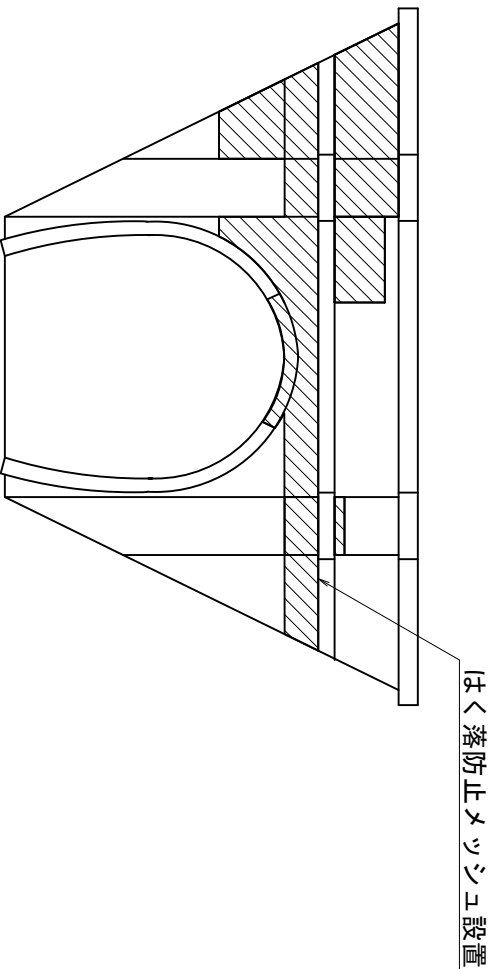
トンネル補修断面図

漆久保トンネル S=1:60



漆久保トンネル起点側坑門部 S=1:150

坑口（松本方）

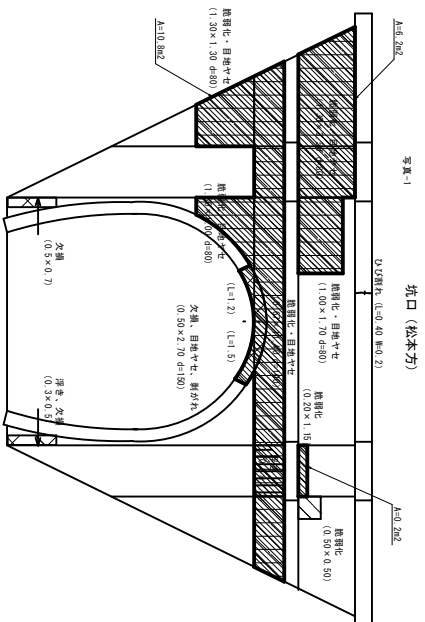
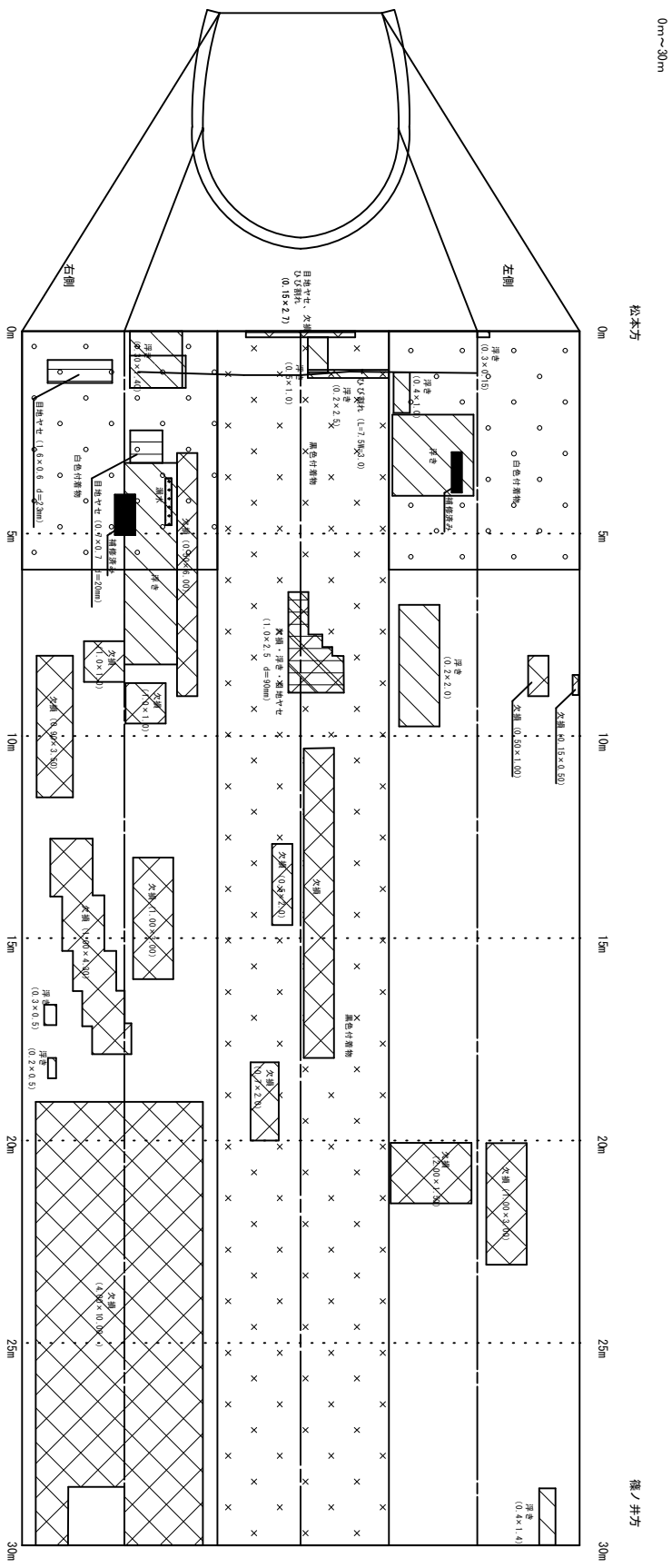


対策工 凡例	
表 示	対 策 内 容
☒	ひび割れ補修
☒	吹付モルタルとりこわし
☒	はく落防止メッシュ設置
☒	地下水排除工（暗渠排水管）
☒	レンガ復旧

令和8年度 漆久保トンネル安全対策工事				
番 号	6 / 14	トンネル補修断面図	総 尺	図 示
安曇野市 明科				
測尺係繰数				
設計会社				
測量会社				
設計会社				
安 曇 野 市				

補修展開図 ① S=1 : 60

漆久保トシネル

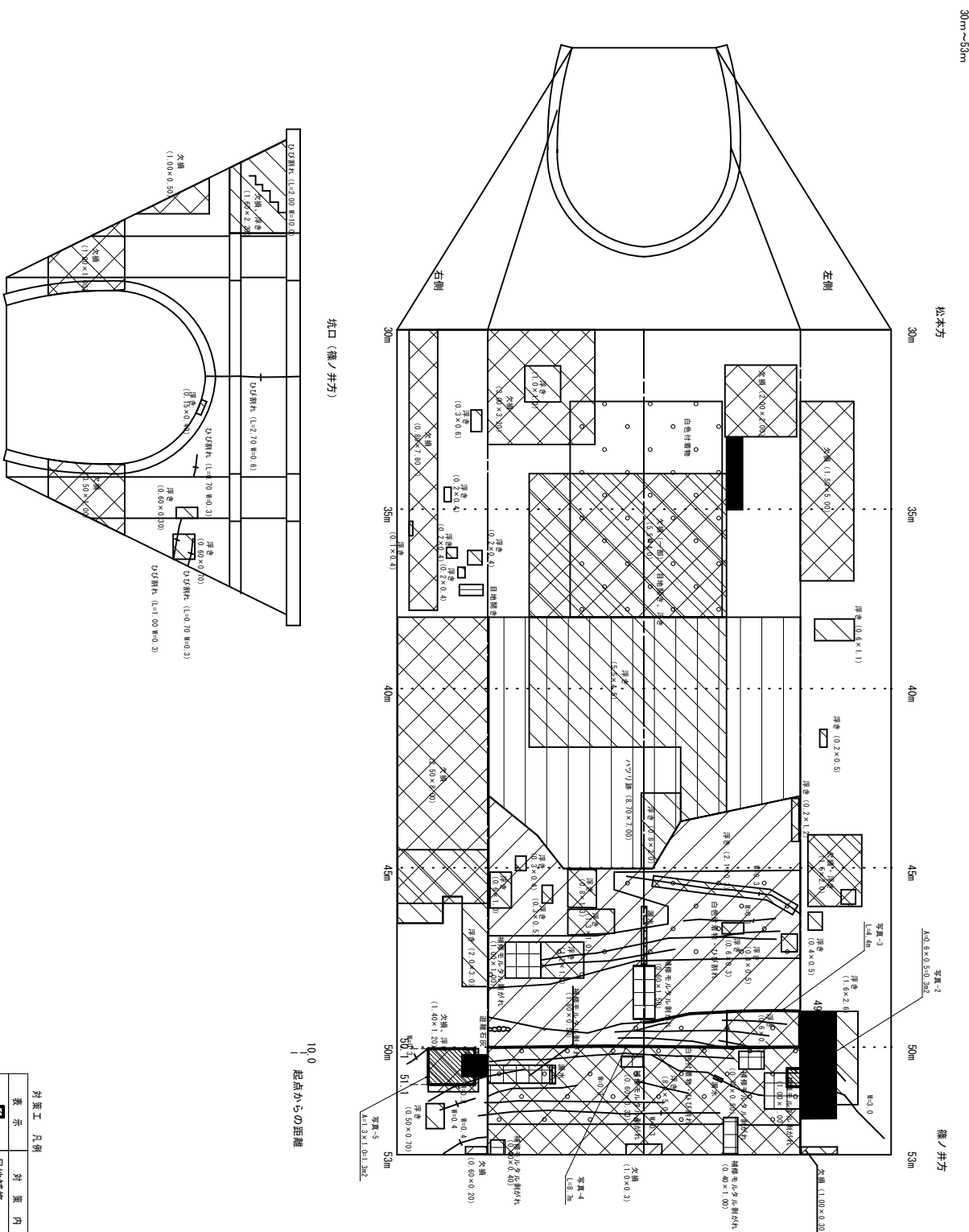


対策工 凡例	
表 示	対 策 内 容
	目地補修
—	ひび割れ補修
	シコガ復旧

令和元年度	第1回より第12回まで
番号	7 / 14
表紙	表紙及び裏表紙の増減欄
資料	安曇野市 資料
冊数	1 / 00
安曇野市 市民会館蔵	
関係会社	
関連会社	
関係会社	

補修展開図 ② S=1:60

漆久保トシネル

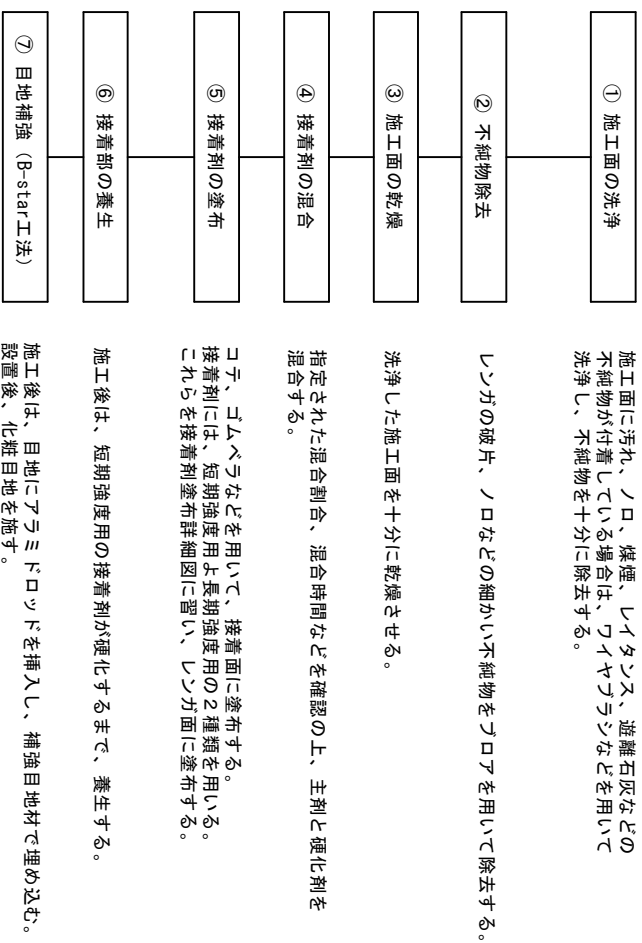


対策工 凡例	
表 示	対 策 内 容
	目地補修
	ひび割れ補修
	レンガ復旧

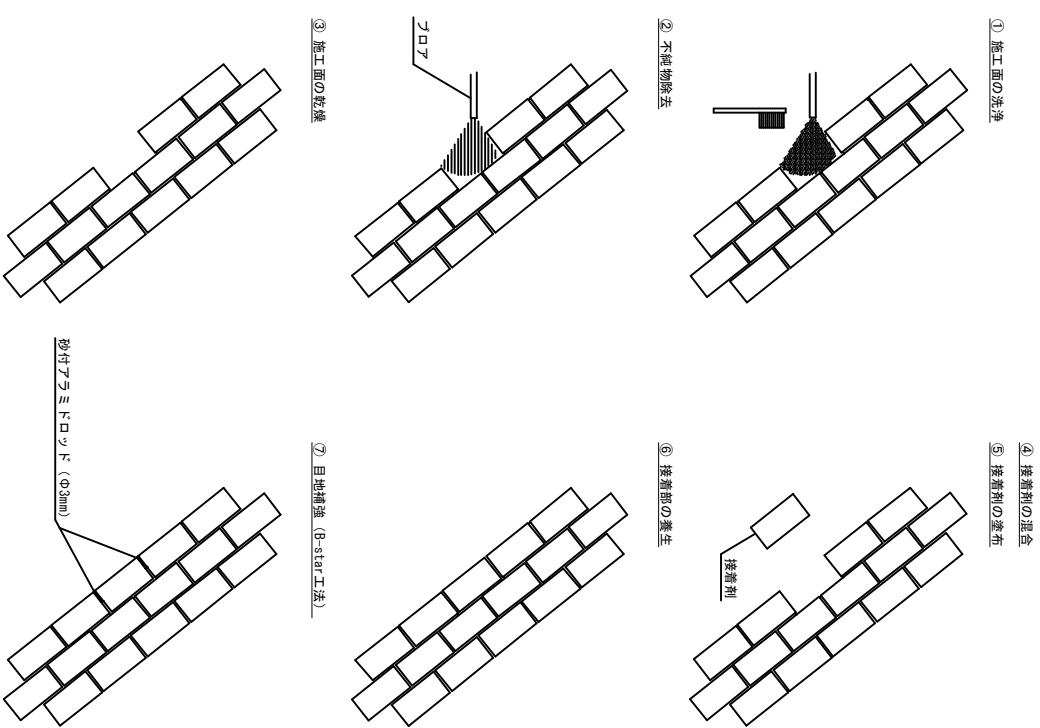
令和6年度	第8回	安曇野市議会議員選挙
告示	8 / 14	政令(併)へんし相違事項説明会
		安曇野市 明科
		現況表掲載
		環境委員会
		児童委員会
		消防委員会
		安曇野市

図表 5 補修工費（参考）

施工手順



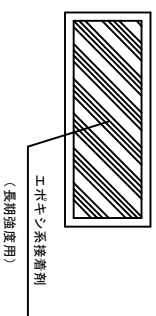
施工順序図



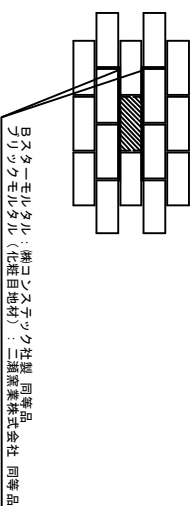
施工上の注意事項

- 注1) 接着剤はエポキシ樹脂を用いること。
- 注2) 下力接着面すべてに接着剤を塗布すること。
- 注3) 下地処理が不十分な場合、所定の接着強度を確保されないため、接着剤に不揮発性溶剤に除去されたことを必ず確認すること。
- 注4) 養生時の施工は遅らせること。
- 注5) 養生中は、接着剤の硬化(硬化強度)の硬化時間以上とすること。
- 注6) 硬化時間とは、接着剤の硬化時間以上とすること。
- 注7) 硬化時には、気温変化に伴ってより変化する、十分な余裕を持つこと。
- 注8) 事前に、気温変化に伴って硬化時間の変化量を確認しておくこと。
- 注9) 低温時に施工する場合は、材料の施工可能温度を確認した上で、暖かいところの適切な気候を行うこと。

図細詳 布塗着剤接着



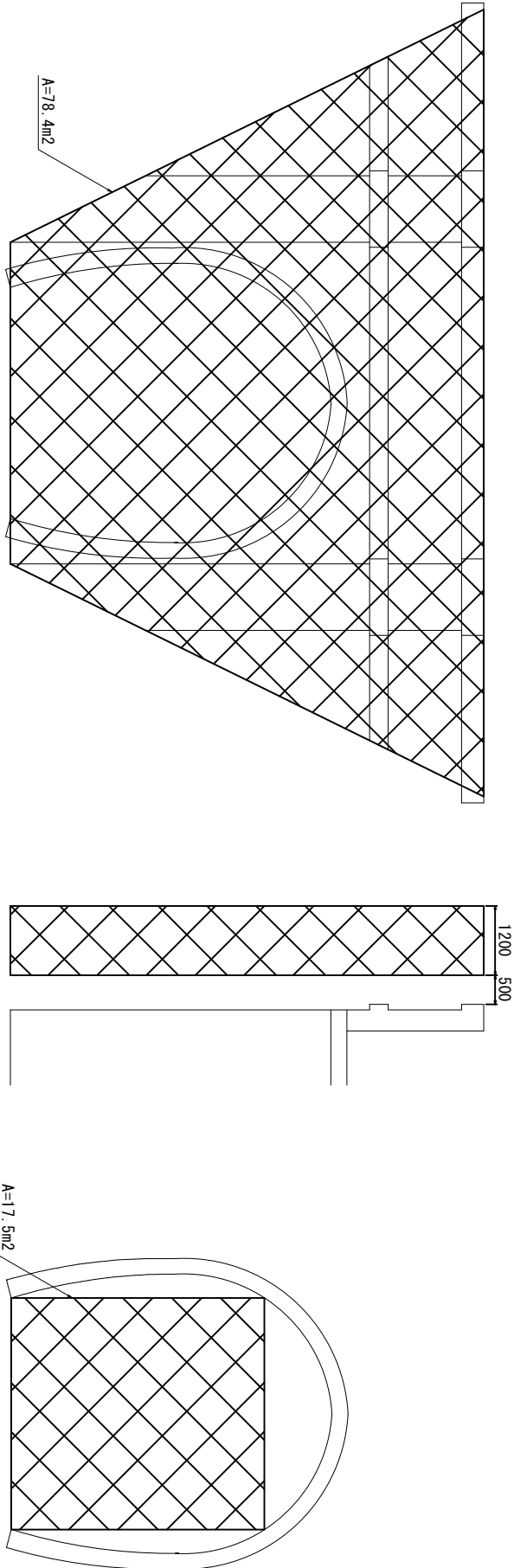
目地補強 (B-star工法) 詳細図

[illegible]

(参考) 仮設図 S=1 : 40

漆久保トンネル

坑口 (松本方)



(仮設は枠組足場を想定)

令和5年度 久保トンネル安全対策工事			
番	14 / 14	(参考) 仮設図 (漆久保)	図尺 1 : 40
安曇野市 明科			
湖沢建設			
調査会社			
測量会社			
設計会社			
安曇野市			

特記仕様書

工事名：令和８年度 漆久保トンネル安全対策工事

箇所名：安曇野市 明科東川手

本工事の施工にあたっては指定された図書を参考にし、『安曇野市土木工事共通仕様書』（安曇野市ホームページを参照）の内容に従うとともに、以下の事項について施工条件とする。

1 工事内容

- (1) 工事概要は金抜き設計書のとおりとする。
- (2) 本工事は受注者希望による電子納品の対象工事である。実施にあたっては、「電子納品に係る実施要領」によるものとする。
- (3) 本工事は情報共有システムを利用する対象工事である。利用にあたっては、「情報共有システム実施要領」によるものとする。
- (4) 本工事は週休２日工事の対象工事である。「安曇野市週休２日工実施要領」に従い取り組むものとする。また、工事契約後、週休２日対象期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。
(参考)「安曇野市週休２日工実施要領」
- (5) 本工事は「ＩＣＴ活用工事の実施方針」に基づき、ＩＣＴ技術の活用が可能な建設工事である。実施にあたっては、各工種の「ＩＣＴ活用工事実施要領（国土交通省）」によるものとする。
(参考)「ＩＣＴ活用工事の実施方針・実施要領」
- (6) 本工事は、「長野県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づく、建設キャリアアップシステム活用試行工事である。
(参考)「長野県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」
- (7) 上記(2)(5)(6)の実施または活用の希望にあたっては、工事請負契約締結後に安曇野市土木工事共通仕様書別紙－２『実施希望調書』を監督員へ提出し、確認を受けること。

2 工期関係

工期は、雨天・休日等を見込み、契約日から起算して180日間とする。

なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	30 日間
② 後片付け期間	20 日間
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数） 実働日数×係数	0.77

著しい悪天候や気象状況より工程が過去５年度分の気象庁及び環境省の最寄りの観測所のデータより年間の平均発生日数を算出した日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議、請求することができる。

3 工程関係

本工事に際し、適切な工程を計画すること。

また、周辺住民、地域関係者に対しては通知・連絡等を必ず実施し、周知すること。

4 発生土・廃棄物関係

- (1) 本工の施工において生じる発生土の処分については処分先を指定し、その他産業廃棄物の処分については処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。

なお、発生土の処分に関して、受注者の都合により、指定の処分先によることができない場合については、事前に監督員と変更協議をおこなうこと。

- (2) 建設発生土 ※受入場所と計上している運搬距離を記載すること。【 指定 】

搬出先の名称	処分費	運搬距離	処理施設の所在地等
〇〇	円/m ³	〇〇 km	

上記の搬出先について、原則として変更しない。なお、発注時点で想定していないやむを得ない事情等により、搬出先が変更となった場合は、設計変更の対象とする。

- (3) 特定建設資材廃棄物（建設リサイクル法）※計上している廃材について記載すること。【 参考 】

種 別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等				
アスファルト塊		再利用	処理工場名			距離	km
			数 量	t		・ m ³	
コンクリート塊	無筋 Co	再利用	処理工場名			距離	km
			数 量	t		・ m ³	
	鉄筋 Co	再利用	処理工場名			距離	km
			数 量	t		・ m ³	
	二次 製品	再利用	処理工場名			距離	km
			数 量	t		・ m ³	
建設発生木材			処理工場名			距離	km
			数 量	t		・ m ³	

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※排出する対象物が設計寸法と異なる場合は、発注者と協議すること。その際、寸法等を確認できる資料を提出すること。

- (4) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）※計上している廃材について記載すること。【 参考 】

種 別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等		
木くず (抜根・伐採材)		再利用	処理工場名	距離	km
			数 量	t ・ m ³	
汚 泥			処理工場名	距離	km
			数 量	t ・ m ³	
その他（廃煉瓦等）			処理工場名	明科建材	距離 6.6 km
			数 量	0.3	t ・ m ³

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※積算に用いる木くず処理量の体積 — 重量換算は、実施設計単価表に記載される換算係数を用いる。なお、体積(m³)での確認となる場合は、体積を確認できるよう1台毎写真管理すること。

※伐採材については、有価売却を検討すること。

建設工事請負契約書において、処分費・運搬費が上記(3)、(4)に明示した金額より低額の場合は、設計変更の対象とする。

5 その他

(1) 関係機関・自治体等との近接協議 ※下表を標準とし、工事ごとの状況に応じて加除修正すること。

関係機関等	事 項	制約内容	時 期
安曇野市 学校教育課	小中学校の通学路確認	関係機関指導のもと	契約後即対応のこと。 また、工期内とする。
小中学校	関係小中学校の通学路に係る周知。各種行事調整。	上記と同様	上記と同様
幼稚園・ 認定こども園	バス運行、通園路などの確認。各種行事調整。	上記と同様	上記と同様
安曇野市 文化課	埋蔵文化財	関係機関指導のもと	契約後即対応のこと。 また、工期内とする。
地元区長など	工事内容、工事期間、迂回路などの説明及び調整。	区長、隣組長など指導のもと	上記と同様
地元市議会議員	工事内容、工事期間、迂回路などの説明。		契約後即対応のこと。
工事沿線住民	工事内容、工事期間、迂回路などの説明及び調整。	関係者等の指導のもと。(ただし、要求内容が無理難題と判断される場合には、断ることも必要である。また、要求内容については監督員へ報告すること。特に工事金額に係る内容は協議を交わすこと。)	契約後即対応のこと。 また、工期内とする。
工事区間内農地所有者又は管理者及び工事影響範囲の利害関係者など	農地については、工事の進捗及び営農上支障になることの調整。その他利害関係者との調整。	上記と同様	上記と同様
周辺店舗、事業所など	駐車場、案内看板などの調整。	上記と同様	上記と同様
N T T	電柱、架空線等の移設調整。また、本工事事への影響確認。	関係機関指導のもと	上記と同様
中部電力	電柱、架空線等の移設調整。また、本工事事への影響確認。	上記と同様	上記と同様

あづみ野テレビ	架空線等の移設調整。また、本工事事への影響確認。	上記と同様	上記と同様
穂高自動車 教習所	教習コースの確認	上記と同様	上記と同様
関係官公庁	本工事に係る事	上記と同様	上記と同様
その他	状況に応じて対応すること。	上記と同様	苦情については、即対応のこと。要望については、監督員と協議のうえ対応すること。

(2) 個別事項

- ①品質検査の場所は、別途監督員が指示する場所で行うこと。
- ②平坦性試験は、~~本工事の舗装打換え面積が1,000㎡以下のため省略する。~~
- ③国道との交差点作業時は、~~交通誘導員を配置するとともに、交通誘導員の安全管理についても留意すること。~~
- ④創意工夫については、監督員と協議し、実施内容を完了時まで報告すること。
- ⑤~~本工事では、現場環境改善に係る経費を当初設計にて計上している。~~
 - ア 実施する内容については、安曇野市土木工事共通仕様書 別紙ー5の中から原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）、合計5つの内容を選択すること。
選択にあたっては、地域の状況や工事内容等により、実施費目数及び実施内容を変更してもよい。
 - イ この経費は率計上されているため、実施する内容が巨額となり、率計上分では行うことが適当ではないと判断される場合は、積上げ計上とする。
積上げ計上分については、事前に監督員と協議すること。
 - ウ この経費の設計変更については、実費精算等の設計変更は行わない。ただし、対象金額の変動に伴う現場環境改善費率の変更は行う。
 - エ 受発注者協議により、内容の実施が不要と判断された場合については、費用の全額を減額する。
 - オ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。
- ⑥本工事により亡失した境界杭については、必ず復元を行うこと。また、境界復旧後は、監督員に精度管理表を提出すること。
 - ア 境界復元作業費用は、共通仮設費率（準備費）に含む。
 - イ 境界杭については、現地の物を再利用し復旧することとし、紛失した場合は請負業者の責任において用意すること。
- ⑦本施設は文化的価値が高いため、景観に配慮し、既存煉瓦に極力損傷を与えないような工法とすること。
- ⑧その他疑義がある場合には、必要書類等を添えて監督員と協議すること。

令和7年7月1日適用版